

新旧対照表

○事業活動温暖化対策指針

新	旧
<p>1・2 (略)</p> <p>3 使用した燃料等の量の原油の数量への換算等 規則第2条に規定する特定大規模事業者の範囲を明確にするため、使用した燃料等の量の原油の数量への換算の方法などについて定める。</p> <p>(1) 使用した燃料等の量の原油の数量への換算 規則第2条第1号に規定する「知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量」は、<u>安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和5年経済産業省令第11号）第1条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に規定する換算の方法の例により算定するものとする。</u> また、工場等のエネルギー使用量と対象自動車のエネルギー使用量は、それぞれ別に把握するものとする。 なお、事業者が実測等に基づく単位発熱量を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 計画書の記載事項の検討 計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量（条例第11条第1項第2号） 規則第3条第3項に規定する「知事が別に定めるところにより算定したもの」については、エネルギー起源二酸化炭素の排出量（以下「排出量」という。）を算定する際、工場等の排出量と対象自動車の排出量</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 使用した燃料等の量の原油の数量への換算等 規則第2条に規定する特定大規模事業者の範囲を明確にするため、使用した燃料等の量の原油の数量への換算の方法などについて定める。</p> <p>(1) 使用した燃料等の量の原油の数量への換算 規則第2条第1号に規定する「知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に規定する換算の方法の例により算定するものとする。 また、工場等のエネルギー使用量と対象自動車のエネルギー使用量は、それぞれ別に把握するものとする。 なお、事業者が実測等に基づく単位発熱量を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 計画書の記載事項の検討 計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量（条例第11条第1項第2号） 規則第3条第3項に規定する「知事が別に定めるところにより算定したもの」については、エネルギー起源二酸化炭素の排出量（以下「排出量」という。）を算定する際、工場等の排出量と対象自動車の排出量</p>

新	旧
<p>は、それぞれ別に算定するものとする。</p> <p>排出量は、燃料の使用、他人から供給された電気の使用及び他人から供給された熱の使用に伴って発生する排出量の合計の量とし、<u>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第272号）による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条第1項第1号イ及びロに規定する方法の例により算定するものとする。</u></p> <p>なお、事業者が実測等に基づく排出係数を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>は、それぞれ別に算定するものとする。</p> <p>排出量は、燃料の使用、他人から供給された電気の使用及び他人から供給された熱の使用に伴って発生する排出量の合計の量とし、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条第1項第1号イ及びロに規定する方法の例により算定するものとする。</p> <p>なお、事業者が実測等に基づく排出係数を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>5～9 (略)</p>